

第2回 準特定地域 北総・市原・南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会
第3回 準特定地域 京葉・東葛・千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
議事概要

平成27年7月15日（水）

14：00～15：30

アパホテル&リゾート東京ベイ幕張

東京ベイ幕張ホール

1. 開 会

2. 議 事

(1) 各地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

榛澤会長 ・ 議題（1）『タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について』を事務局より説明をお願いしたい。

事務局 ・ 資料1『各地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について』に基づき説明。

榛澤会長 ・ 設置要綱の一部改正について説明があったが、ご質問・ご意見があれば、お願いしたい。

JR東日本
小林委員 ・ 第4条（6）の変更点だが、法改正の趣旨そのものが鉄道事業者を「その他必要と認めるものの外に出す」という理解で良いのか。

事務局 ・ そのとおりである。

< ・ ・ ほか委員より意見無し ・ ・ >

榛澤会長 ・ 設置要綱の一部改正の内容について議決をとりたいと思う。議決方法については事務局より説明をお願いしたい。

事務局 ・ 設置要綱の改正の議決については、資料の設置要綱第5条第11項（2）の規定により議決をとることとなっている。

榛澤会長 ・ それでは設置要綱の一部改正について議決をとりたいと思う。ご異議ある方はいるか。

< ・ ・ 委員より異議無し ・ ・ >

・はじめに京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ご承認いただいたものとする。

・次に東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ご承認いただいたものとする。

・次に千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ご承認いただいたものとする。

・次に北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ご承認いただいたものとする。

・次に市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ご承認いただいたものとする。

次に南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ご承認いただいたものとする。

< ・ ・ 自交総連小林委員より意見ありの挙手 ・ ・ >

自交総連 小林委員 ・ 適正化・活性化の問題については理解できるが、タクシーの労働実態について、全構成員が把握しているかどうか訪ねたい。24時間に近い労働時間で、千葉の場合は年収が260万円ほどしかない。生活保護以下の賃金しかないのが実態である。その点で特措法の労働条件の改善は進められていないように思う。

60歳から定時制になって賃金を下げる会社もある。そういった労働条件について議論しないのが疑問だ。大学教授や学識経験者が集った組織によると、累進歩合は事故につながる可能性もあり廃止にもっていき、月給制するべきだと言われている。このタクシー労働実態を知らない皆様の意見を聞きたい。年収250万を稼ぐにもオーバー労働しなければならない状態では、若手も集まらない。特措法では、こういった今のタクシー労働条件の実態を探って頂きたいと強く願う。

榛澤会長 ・ 今の意見については、分科会を設けるので、そちらでも議論したいと考えている。

事務局より議決要件の確認結果の報告をお願いしたい。

事務局 ・ 設置要綱の一部改正について、各地区設置要綱第5条第11項(2)で規定する議決要件を満たしていることを報告する。

(2) タクシー事業の現状について

アドバイザー (千葉運輸支局 尾崎首席) ・ 千葉運輸支局輸送監査担当尾崎首席より資料2『タクシー事業の現状について』に基づき説明。

榛澤会長 ・ ただいま千葉運輸支局より『タクシー事業の現状について』ご説明があったが、ご意見やご質問があれば、よろしくお願ひしたい。

浦安市 金子委員 ・ 日車營收のグラフだが、どの地区も平成24年の4月・5月が突出している。要因を聞きたい。

アドバイザー
(千葉運輸支局
尾崎首席)

・前年の平成23年3月に起きた東日本大震災の影響で落ち込んだものが、戻っただけである。

(3) タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後1年間の取組み状況について

- 事務局 ・資料3の『改正特措法施行後1年間の取組み状況について』に基づき説明。
- 榛澤会長 ・ただいま事務局より『改正特措法施行後1年間の取組み状況について』ご説明があったが、ご意見やご質問等があれば、よろしくお願ひしたい。
- < ・ ・ 委員より意見無し ・ ・ >
- 榛澤会長 ・ご意見等ご質問等がなければ、7月1日に市原市が地域公共交通優良団体として国土交通大臣表彰を受けているので、それについて説明をお願ひしたい。
- 市原市
若菜委員 ・7月1日に国土交通大臣より地域公共交通優良団体として表彰を受けた。平成25年度から取組んでいたデマンドタクシーを、地域、行政、事業者で協働しているということの評価された。都市を知っている地域の皆様と交通のあり方を知っている事業者に参加してもらい、どういった新しい交通をつくるのが一番良いのかを三者で取組み、地域に合った交通を創成した。市原市は中山間部であるため、デマンド型交通を実行している。行政は運行に対して1/2まで補助を出す。残りは利用客が負担する。利用者が2人以上の場合は、赤字ではないが、平均1.5人では赤字になる。この場合は、地域の運営協議会で負担する制度にした。他の自治体では「貸切」でやっているが、今回は空いている時間を利用したデマンド型交通ということで、料金・負担がかからないということが評価され、また地域との協働が地域活性化というコンパクト&ネットワークに繋がった。この事業は以前、千葉県タクシー協会市原支部長であり6月の市原市長選挙に立候補し当選された小出市長が、当選する前から一緒になって地域について考えてきた。

市原市南部ではあまり需要がないが、新しい事業はビジネスチャンスになる。少子高齢化が進み、大量輸送であるバス事業の衰退が叫ばれる中、個別事業であるタクシー事業の需要が高まると思う。

榛澤会長 ・国土交通大臣表彰受賞誠にありがとうございます。これは、鉄道・バス・タクシーなどの公共交通の確保・維持に取り組んでいる市町村協議会が表彰されたものである。
また、関東運輸局には地域公共交通マイスター制度というものがあり、南房総市の鳶田委員が地域公共交通マイスターに任命されている。これについて鳶田委員よりご説明をお願いしたい。

南房総市
鳶田委員 ・関東運輸局には地域公共交通マイスター制度というのがある。マイスターは現在、関東運輸局管内に17名存在する。行政関係者、交通事業者、NPO等の方々がいて、自らの持つ知識・経験・熱意を他地域へ展開し、その活動を支援する取り組みをしている。各自治体の職員だけが頑張っても駄目だということで、事業者の方もマイスター制度に任命されている。共通して言えることは、それぞれの思いを地域の中で調整していくこと。公共交通が活性化、地域が良くなっていくために、それぞれが意見を出し合う場が必要である。意見を実現するために調整するのが自治体の役目であり、演じるのが事業者の方々だと思う。頑張っている制度に対しては評価して、悩んでいる自治体や事業者にはマイスターを足掛かりにして、他の交流を潤滑油にして頂きたい。

榛澤会長 ・ありがとうございました。準特定地域として平成26年に第1回の協議会を開催し1年以上が経過した。分科会などはタクシー事業者を交えて行っていくのもひとつの方法であり、参考にして頂きたい。
他にご意見やご質問があれば、よろしくお願いしたい。

< ・ ・ 委員より意見無し ・ ・ >

この活性化については、今後とも継続していく必要があると考える。皆様方のご協力をお願いしたい。

(4) 各地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画の一部改正について

- 事務局 ・資料4『各地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画の一部改正について』に基づき説明。
- 榛澤会長 ・『各地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画の一部改正について』説明があったが、ご質問・ご意見があれば、お願いしたい。
- 自交総連
小林委員 ・特措法の中では、準特定地域で減車を行った。今年は特定地域の候補になりながら、減車のない準特定地域に決めたのか疑問である。特措法の労働条件の改善に直接繋がるわけではないが、減車をすれば、将来的に労働条件の改善になる。準特定地域の中に減車という言葉も含めてもらいたい。特措法のとくに準特定地域でも減車を行った。なぜ特定地域では名目をつけて、減車を外そうとするのか。もし進めるのであれば、準特定地域でも減車をして頂きたい。車は本当に動いているのか。いや、動かしているといえる。早くいえば、年寄りを定時制にして給与を下げる。18出番は大変だから13出番にする。60歳の人は契約社員になるから従うしかない。神奈川では65歳を定年、60歳から賃下げすると発表している。それでは困る。準特定地域でも減車をすると一筆入れて欲しい。賛成の取り方もおかしい。準特定地域において減車を入れないなら、労働者の意見を取り入れるべき。
- 榛澤会長 ・ご意見として承る。ここ一年間、様子を見ようとやってきた。もし改善されていなければ、再び特定地域の候補地に指定されるが、皆様が避けたいところでもある。できれば良い方向にもっていきたいので、よろしくお願いしたい。
- 事務局 ・今回の追加の中で、国が定めた適正車両数と比較して各地区ともに乖離がある。『本協議会等における今後の適正化のあり方についての議論を踏まえ、各社が自らの判断で適正化の取り組みを推進していく必要がある。』という一文も入っている。また、準特定地域計画の中でも、『目標の達成に必要な供給過剰状態の解消』という内容も盛り込んでいるので理解頂きたい。
- 自交総連
小林委員 ・例えば、18出番と決まっているところを、23出番・24出番も出して、深夜残業・日当も払わないで、売上に足して分配して会社が6割～7割もっていく。累進歩合というのは会社が絶対に損をしない。マジックがありすぎる。労働基準法違反だ。これがまかり通るなら、行政は業界とグルだ。タクシー労

働者をロボット扱いに使っている。老人に事故が多いのではなく、業務体制がでたらめだからだ。運転者がみんな悪いというならこちらも死ぬ覚悟でやる。人を馬鹿にした協議会は許せない。

榛澤会長 ・意見を噛みしめて、良い方向に持っていこうと協議会を進めているのでご理解を頂きたい。

自交総連 ・規制緩和となりタクシーが増え、売り上げが落ちた。オーバー労働しなければ生活ができないことを理解してもらいたい。
小林委員

榛澤会長 ・ほかにご意見やご質問があれば、よろしくお願ひしたい。

< ・ ・ 委員より意見無し ・ ・ >

・ それでは議決をとりたいと思う。ご異議ある方はいるか。

< ・ ・ 委員より異議無し ・ ・ >

・ はじめに京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ ご承認いただいたものとする。

・ 次に東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ ご承認いただいたものとする。

・ 次に千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ ご承認いただいたものとする。

・ 次に北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の

皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ ご承認いただいたものとする。

・ 次に市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ ご承認いただいたものとする。

次に南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会の構成員の皆様、ご承認いただける方は挙手をお願いしたい。

< ・ ・ 構成員の挙手を確認 ・ ・ >

・ ご承認いただいたものとする。

・ 事務局より議決要件の確認結果の報告をお願いしたい。

事務局 ・ 地域計画の一部改正の議決については、各地区設置要綱第5条第11項(3)で規定する議決要件を満たしていること報告する。

榛澤会長 ・ ありがとうございます。ただいま、構成員の皆様にお諮りした各地区の地域計画の改正の提案について、構成員の皆様からご承認頂き、本日付けで改正する。ご承認いただいた地域計画に基づいて、タクシー業界の皆様にも更なる適正化と活性化の取組みを進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いしたい。

(4) その他

- 榛澤会長 ・ そのほか、事務局からは何か連絡事項はあるか。
- 事務局 ・ 特段ない。次回協議会については、榛澤会長と開催日程を協議のうえを開催したいと考える。構成員の皆様には、改めましてご連絡を差し上げたいと思う。
- 榛澤会長 ・ 篠崎事務局長より一言いただければと思う。
- 篠崎事務局長 ・ 事務局長を努めさせて頂いております、千葉県タクシー協会の篠崎です。本日は、ご多忙中の所、多くの方々に当協議会にご出席頂きまして、誠にありがとうございました。改めまして、御礼を申し上げます。
- さて、先ほど事務局よりご報告申し上げました通り、この一年、業界と致しましても、適正化、活性化へ向けて様々な取り組みを行って参りました。その結果として、新規需要の開拓やお客様の利便性の向上等に、一定の成果を上げることが出来たと考えております。しかしその一方で、社会全体の高齢化や人手不足等を背景と致しまして、乗務員の採用難、不足による稼働率の低下等、供給面での課題が大きくなって来ております。この課題の解決のためにも、更なる適正化、活性化の取り組みが必要だと考えているところでございます。
- 当協会と致しましても、本日ご出席の千葉県個人タクシー協会栗山会長様と共に、県下のタクシー業界の適正化、活性化に向けて、尚一層努力して参る所存でございますので、本日ご出席頂きました皆様を初め、関係各位のご理解とご協力を引き続きお願い申し上げます。
- 本日は、大変有難うございました。
- 榛澤会長 ・ ありがとうございました。協議会もスムーズに運んだことを皆様に感謝したい。いろいろ意見があると思うが、包括的に互助の精神をもって行っていただければありがたいと思う。よろしくお願ひしたい。それでは、進行を事務局に戻す。
- 事務局 ・ それでは以上を持ちまして、「第2回 準特定地域 北総・市原・南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会」および「第3回 準特定地域 京葉・東葛・千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会」を閉会する。

3. 閉 会

【配布資料】

議事次第

構成員名簿

委員出席者名簿

出席者席次表

資料 1 各地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

資料 2 タクシー事業の現状について

資料 3 タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後 1 年間の取組みの状況について

資料 4-1 各地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画の一部改正について

資料 4-2 各地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（現計画）

参考資料 ・ 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（公示）

・ 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について（公示）

・ 準特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）

・ 特定地域の指定基準等について（公示）

以 上